

# 指定下水道工事店 指定申請要領

## 1 申請について

- ① 10日までの申請書受理分は、翌月1日指定、11日以降の申請書受理分は、翌々月1日指定となります。
- ② 書類不備の場合は、申請書類を返却します。この場合指定を延期することがあります。

## 2 提出書類等

NO	提出書類等	注 意 事 項	提 出 チェック
1	様式第1号（第3条、第7条関係） 草津市指定下水道工事店指定申請書（新規・更新）	① 日付を記載すること ② 電話番号を記入すること ③ 押印不要（ほかの文書も同様）	
2	誓約書【両面印刷】	草津市指定下水道工事店規程（平成26年上下水管規程第7号）第2条第4号から第9号までの各号に適合していること	
3	住民票記載事項証明書（住民票でも可） ※コピー不可	① 代表者の氏名、住所に相違ないか確認 ② 証明書交付日から3か月以内のもの	
4	経歴書 （代表者の経歴書）	① 創立年月日を記載されているか確認 ② 会社（事業所）の創立からの動き、もしくは代表者の職歴	
5	（現在）履歴事項全部証明書 ※コピー不可	① 法人の場合のみ必要 ② 法人名や代表者の氏名、営業所の所在地を確認 ③ 証明書交付日から3か月以内のもの	
6	定款の写し （登記法人の場合）	① 下水道関係業務が記載されていること ② 末尾に提出日と「上記は当社の定款に相違ありません」および代表者の名が記入してあること（押印不要）	
7	地図および写真	① 建物全体（看板が写っていること）の写真 ② 営業所の平面図 ③ 付近見取図	

【裏面あり】

8	様式第2号（第3条関係）専属責任技術者名簿（新規・解除）	
	添付書類	①滋賀県建設技術センター発行の下水道排水設備工事責任技術者証の写し（修了証は認められません）
		② 専属であることを証する書類
		・ 責任技術者が代表者のみの場合は提出不要
	・ 法人の場合	社会保険事務所が発行している健康保険被保険者証の写し
	・ 個人の場合	健康保険組合被保険者証、政府管掌健康保険被保険者証の写し
		雇用保険被保険者資格取得確認通知書および保険料領収書の写し
		その他従業員全員の賃金台帳または源泉徴収簿および所得税納付額領収書の写し等
9	排水設備工事で必要となる機械器具一覧表と一覧表記載のもの写真	ホルソ、水平器、オートレベルは必須 <添付書類> <u>工事施工に必要な機械器具の写真を機械器具の種類ごとに各1枚ずつ添付すること</u> ・ デジタルカメラ印刷やポラロイドカメラでも可 ・ 写真は工事台帳や別紙（A4）に貼り付けて、機械器具名を記載のこと
10	前年度の市町村民税納税証明書※コピー不可	法人の場合：法人の納税証明書 個人の場合：申請人の納税証明書 ※県民税納税証明書ではないので、ご注意ください。
11	手数料	① 新規申請の場合：10,000円 ② 更新申請の場合：5,000円 ③ 再交付申請の場合：2,000円 ①については、納付書を決定通知書と同封しますので、納入のうえ、工事店証の受渡時に納付書の領収書を提示のこと

<お問い合わせ>

草津市役所 水道お客様センター

電話：077-561-2441 FAX：077-561-2481

e-mail：[suido-okyakusama@city.kusatsu.lg.jp](mailto:suido-okyakusama@city.kusatsu.lg.jp)